

平成23年3月15日

平成 23 年度葛飾区一般廃棄物処理実施計画（案）について

1 計画策定の趣旨

本計画は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 6 条第 1 項」及び「葛飾区廃棄物の処理及びリサイクルに関する条例第 32 条第 1 項」及び「葛飾区廃棄物の処理及びリサイクルに関する規則第 16 条」の規定に基づき、一般廃棄物処理基本計画の実施のために必要な単年度の事業について定めるものである。

2 分別して収集するものとした一般廃棄物の種類及び分別の区分並びに年間処理量の見込み

*年間処理量の見込みについては、過去 3 年間のごみ減量の実績に加え、葛飾区一般廃棄物処理基本計画（第 3 次）の減量目標を勘案し、平成 21 年度のごみ量を基準に算定した。

- (1) ごみ 116,500 t
- (2) 資源 16,800 t

区分	種別	処理量の見込み
家庭廃棄物	燃やすごみ	76,100 t
	燃やさないごみ	3,700 t
	資源（再生利用を目的として分別して収集するもので、古紙、びん、缶、ペットボトル、食品トレイ、プラスチック製容器包装、古布、蛍光管、乾電池をいう。）	16,800 t
	粗大ごみ（転居廃棄物を除く。）	2,500 t
事業系廃棄物		34,200 t

- (3) し尿・浄化槽汚泥等 1,740 kl

区 分	処理量の見込み
し尿（事業活動に伴って生じたし尿並びに浄化槽汚泥及びし尿混じりのビルピット汚泥を除く。）	690 kl
事業活動に伴って生じたし尿	540 kl
浄化槽汚泥、ディスポーザ汚泥及びし尿混じりのビルピット汚泥	510 kl

- (4) 動物死体 2,100 頭

3 一般廃棄物の発生の抑制のための方策に関する事項

(1) 発生抑制を最優先としたごみ減量の推進

- ・普及啓発等の充実と区民による主体的な取組の推進
- ・排出割合の高いごみの減量対策の強化
- ・再使用の推進
- ・資源回収の充実
- ・事業系ごみの減量対策の強化

(2) 環境負荷が少なく適正なごみ処理体制の確立

- ・効率的・効果的な清掃事業の推進
- ・事業系ごみの自己処理責任の徹底

(3) 計画の進行管理

葛飾区のごみ減量目標を達成するため、一般廃棄物処理基本計画に位置づけられた様々な施策を推進する。また、区長を本部長とする「ごみ減量推進対策本部」においては、関係部局との調整のもとに総合的なごみ減量施策の推進及び計画の進行管理を行う。

4 分別して収集するものとした一般廃棄物の種類及び分別の区分並びに一般廃棄物の適正な処理及びこれを実施する者に関する基本的事項

(1) ごみ

家庭廃棄物の「燃やすごみ」「燃やさないごみ」「資源」「粗大ごみ」、事業系一般廃棄物及び一般廃棄物と併せて処理する産業廃棄物

区分	種別 品目等	区民等の協力義務等	収集方法	運搬 方法	処分方法
家庭 廃棄 物	<p>台所ごみ、紙くず、木くず、容器包装以外のプラスチック、ゴム・革製品等</p> <p>燃やすごみ</p> <p>(資源及び粗大ごみに相当するものを除く。)</p>	<p>燃やすごみと燃やさないごみに分別し、条例第2条第2項第5号に定める資源・ごみ集積所(以下「集積所」という。)へ、それぞれの収集日時にごみ容器に入れて排出。</p> <p>容器での排出が困難である場合は、中身の識別が可能な程度の透明度を有する袋により排出。</p> <p>*容器及び袋の詳細については規則第18条にて定める。</p>	<p>区が原則として週2回収集する。</p>	自動車による	<p>中間処理した後、埋立処分する。 (スラグは資源として有効活用する。)</p>
	<p>金属、ガラス、陶磁器などの不燃物</p> <p>燃やさないごみ</p> <p>(資源及び粗大ごみに相当するものを除く。)</p>	<p>区が原則として隔週1回収集する。</p>			

区分	種別 品目等		区民等の協力義務等	収集方法	運搬 方法	処分方法
家庭 廃棄 物	資源	新聞、雑誌、 段ボール、雑 紙	種類ごとにひも等で束ねて、集積所へ排出。	区が原則として週1回回収する。	自動車による	再生利用が可能な資源として、売却等により処分する。 (茶色びん、その他色びん、プラスチック製容器包装については、指定保管場所まで運搬し、事業者により再生利用可能な資源として処分する。)
		紙パック	洗浄した後、はさみ等で切り開き、乾燥させたくうえで、拠点の回収ボックス、又はひも等で束ねて集積所に排出。			
		びん	資源の専用容器又は中身の識別が可能な程度の透明度を有する袋により(規則18条第2項)、集積所へ排出。	ペットボトルの店頭・拠点は、区が原則として週3回回収する。		
		缶				
		ペットボトル	キャップとラベルをはずし、洗浄及び簡易な圧縮をしたうえで、店頭・拠点の回収ボックス、または集積所設置の回収ネットに排出。ネットが設置されていない場合には前述の透明度を有する袋により集積所へ排出。 *ペットボトルの回収事業に参加する販売事業者は、回収ボックスを設置、管理し、回収品の保管等を行う。			
		食品トレイ	洗浄し、乾燥させたくうえで拠点の回収ボックス、または集積所設置の回収ネットに排出。ネットが設置されていない場合には前述の透明度を有する袋により集積所へ排出。			
		プラスチック製 容器包装	汚れているものは洗浄したうえで、容器または前述の透明度を有する袋により集積所へ排出。			
		古布(衣類・シーツ・タオル等)	汚れのない状態にしたうえで、区が指定した拠点を巡回する回収車両へ持ち込むことで排出。	別途指定する日時に回収する。		
蛍光管・乾電池	蛍光管は購入時の箱に入れ、拠点の回収ボックスに排出。乾電池は拠点の回収ボックスに排出。	区が原則として月1回回収する。				

区分	種別 品目等	区民等の協力義務等	収集方法	運搬 方法	処分方法
家庭廃棄物	粗大ごみ 30cm角を超える家具、自転車等 (転居廃棄物を除く。)	粗大ごみ受付センター（千代田区鍛冶町2-2-2）に申し込み、有料粗大ごみ処理券を貼付して排出。（条例第35条の規定による。） *粗大ごみに含まれるポリクロリネイテッドビフェニル（PCB）は除去すること。	区民の申告に基づき区が原則として毎日収集する。	自動車による	原則として中間処理した後、埋立処分する。
	事業系一般廃棄物	事業者が自らの責任で収集及び運搬を行い、東京二十三区清掃一部事務組合の施設等を利用して処分する場合は、区長及び当該施設の指示により、適切に分別すること。 区が収集する場合は、前述の家庭廃棄物に準ずる方法により分別し、有料ごみ処理券を貼付したうえで、集積所へ、それぞれの収集日時に排出。 (条例第36条の規定による。) ただし、これによりがたいと区長が認めるとき又は臨時に排出するときは、区長の指示に従わなければならない。 区が収集する量は1日平均又は臨時に10キログラム、又は1回あたり90リットルまでとする。	事業者が自らの責任で行うもののほかは、前述の家庭廃棄物の収集方法に準ずる。	事業者が自らの責任で行うもののほかは自動車による	事業者が自らの責任で行うもののほかは、前述の家庭廃棄物の処理方法に準ずる。

区分	種別 品目等	区民等の協力義務等	収集方法	運搬 方法	処分方法
	<p style="text-align: center;">一 般 廃 棄 物 と 併 せ て 処 理 す る 産 業 廃 棄 物</p>	<p>区が収集する場合は、前述の家庭廃棄物に準ずる方法により分別し、有料ごみ処理券を貼付して集積所へ排出。 (条例第36条の規定による。)</p> <p>ただし、これによりがたいと区長が認めるとき又は臨時に排出するときは、区長の指示に従わなければならない。</p> <p>区が収集する量は1日平均又は臨時に10キログラム、又は1回あたり90リットルまでとする。</p>	<p>一般廃棄物の処理又はその処理施設の機能に支障が生じない範囲において、家庭廃棄物及び事業系一般廃棄物と併せて区が収集する。(区条例47条の規定による。)</p>	<p>事業者が自らの責任で行うもののほかは自動車による</p>	<p>事業者が自らの責任で行うもののほかは、前述の家庭廃棄物の処理方法に準ずる。</p>

備考

- 1 条例とは「葛飾区廃棄物の処理及びリサイクルに関する条例」を指し、規則とは「葛飾区廃棄物の処理及びリサイクルに関する規則」を指す。
- 2 転居廃棄物とは、家庭廃棄物のうち、転居の際に排出された粗大ごみの形状をしたもので、転居する者のやむを得ない事情により、引越荷物運送業者が当該転居者からの委託を受け、営利を目的とせず転居廃棄物保管倉庫まで収集運搬し、一般廃棄物収集運搬業者に引き渡すものをいう。
- 3 条例第37条第1項に規定する排出禁止物は排出してはならない。

(2) し尿、浄化槽汚泥等

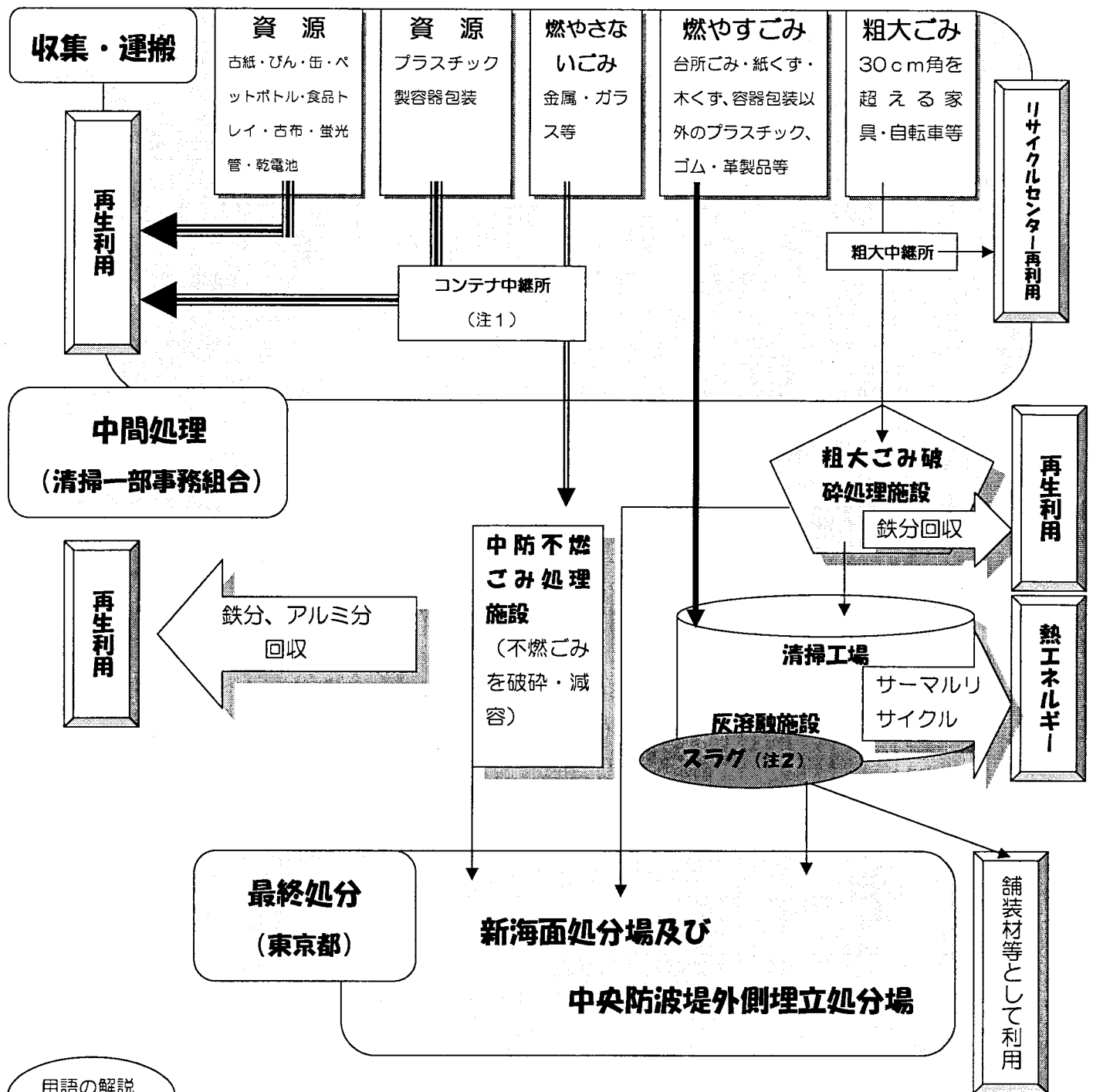
区分	区民等の協力義務等	収集方法	運搬方法	処分方法
し尿 (事業活動に伴って生じたし尿並びに浄化槽汚泥及びし尿混じりのビルピット汚泥を除く。)	公共下水道処理区域内においてくみ取り便所が設けられている建築物を所有する者は、下水道法第11条の3に定める期間内に水洗便所に改造しなければならない。 便槽内に布切れその他の異物を投入しないこと。	区が原則として月2回収集する。	自動車による。	下水道放流により処分する。
浄化槽汚泥及びディスプレイ汚泥並びに専ら居住用のし尿混じりのビルピット汚泥	くみ取り口等から雨水等が流入しないようにすること。	原則として一般廃棄物収集運搬業の許可を受けた者が収集する。	一般廃棄物収集運搬業の許可を受けた者が運搬する。	一般廃棄物処分業者が下水道放流により処分する。
事業活動に伴って生じたし尿及びし尿混じりのビルピット汚泥				

(3) 動物死体

区分	区民等への協力義務等	収集方法	運搬方法	処分方法
動物死体	区に収集を依頼する場合は、規則第22条に定める動物死体届出書により、清掃事務所長へ申告し、収集、運搬及び処分に困難を生じないよう区長の指示に従わなければならない。	占有者又は管理者が自らの責任で行うものほかは、申告により区が収集する。	占有者又は管理者が自らの責任で行うものほかは、自動車による。	占有者又は管理者が自らの責任で行うものほかは、火葬により処分する。

- 5 一般廃棄物の処理施設の整備に関する事項
東京二十三区清掃一部事務組合において整備を行う。

平成 23 年度ごみ処理の流れ



用語の解説

注1 「コンテナ中継所」 輸送効率を上げるため、大型のコンテナ車にごみを圧縮して積み替える施設
注2 「スラグ」 可燃ごみを焼却したときに出る灰を、さらに 1,200℃以上の高温で砂状にしたもの